

S&B 規約

- 第1条 本団体は S&B と称する。
- 第2条 本団体はバスケットボールを通じて技術の向上と学生の交流を行うことを目的とする。
- 第3条 本団体は毎週土曜日に、体育館に集まり練習を行う。
- 第4条 本団体は次の役員で構成する。
- | | | |
|-----|----|------------------|
| 部長 | 1名 | この会を代表し、部員を招集する。 |
| 副部長 | 1名 | 部長の職務の補佐を務める。 |
- 第5条 活動を強要しない。参加の自由を原則とする。
- 第6条 器物を大切に扱い、万が一破損した場合は責任を持って弁償をする。
- 第7条 部長は必要があれば会議を開くことができる。
- 第8条 部費を徴収しない。
- 第9条 使用施設内でのマナーは必ず守る。
- 第10条 部員1人1人が、必ず協力すること。

附則

この規約は、平成19年8月6日から施行する。